

# 陳 情 ・ 請 願 ・ 意 見 書

陳情書名 陳情提出者	要 旨	●付託委員会 ○委員会の討論 【委員会の結果】	【本会議 の結果】
小方一丁目と二丁目を 連絡するJRアンダーパス 整備についての陳情  小方商和会 会長 大山 正治	<p>岩国大竹道路整備事業も着実に進んでいる現在、「小方地区のまちづくり基本構想」が発表された。</p> <p>小方地区の付け替え道路の整備案も同時に記載されるべきであり、「新駅周辺ゾーン」におけるJRアンダーパスの安全性・利便性の向上は、将来の小方地区に必要な不可欠な解決すべき課題である。</p> <p>今後さらに晴海臨海公園、旧小方小・中学校跡地が整備されれば、交通量も増えてますます危険な箇所になるのは明白であり、次の項目について陳情する。</p> <p>JRアンダーパスの拡幅整備、あるいは新たなアンダーパスを設けることによる安全性・利便性の向上</p> <p>①車が安全に離合できる幅員の確保 ②車歩分離は必要不可欠で高齢者・幼児が安心して通行できる歩道の確保</p>	<p>○生活環境委員会</p> <p>●「アンダーパスの整備は、大竹市全体としてもポイントになる部分である。市道の付け替えに合わせて円滑な通行を確保することが、将来により影響を与え、好循環に導く第一歩であるとして、採択すべきである」</p> <p>「再陳情されたものであるが、今回は陳情項目において、『あるいは新たなアンダーパス』という表現がされている。JRと協議を進め、早い完成を目指してほしい。必要不可欠な道路整備と認識しており、採択すべきである」</p> <p>【採 択】</p>	【採 択】
地方財政の充実・強化を 求める意見書採択について 請願  大竹市職員労働組合 執行委員長 椋原 研介	<p>地方財政をターゲットとした歳出削に向けた議論が加速しており、とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の容易な縮小につながるものが危惧されるものとなっている。</p> <p>また、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できない。</p> <p>については、地方財政の充実・強化に向けて、地方自治体からの意見反映を強めるため、意見書を政府に送付してほしい。</p>	<p>○総務文教委員会</p> <p>【採 択】</p>	【採 択】

## 請願や陳情の提出方法

どなたでも市政に対する意見や要望を、直接、市議会に届けることができます。

### ① 請願と陳情の違い

**請願** は、市議会議員の紹介により提出されたもので、委員会で審議された後、本会議で採択（請願に賛成）か不採択（賛成できない）かが決められます。

**陳情** は、市民、市内事業所に勤務する方、市内の各種団体に所属する方から提出されたもので、市政に直接関係するものについては、委員会で審査されます。

その後本会議で審議され、採択か不採択かが決められます。委員会で審査されない陳情書もあります。その場合は、議員に写しを配布します。

### ② 書き方

件 名  
平成 年 月 日

大竹市議会議長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

紹介議員 \_\_\_\_\_ ㊟

趣 旨 \_\_\_\_\_

項 目 \_\_\_\_\_

※陳情書の場合、紹介議員の欄は必要ありません。

### ③ 提出先

大竹市役所5階の議会事務局に提出してください。  
事前に、お電話でのご相談も受け付けています。

☎ 0839-21833

## 陳情書(抜粋)

国土交通省主管の岩国大竹道路整備事業も着実に進んでいる現在、「小方地区のまちづくり基本構想」が発表された。

具体施策は素晴らしい内容になっているが、現在小方地区の重要な問題点の解決策が明確に記載されていない。

岩国大竹道路整備事業によって立ち退きを余儀なくされた小方の街並みに係る、付け替え道路の整備案も同時に記載されるべきであり、「新駅周辺ゾーン」におけるJRアンダーパスの安全性・利便性の向上は、将来の小方地区に必要な不可欠な解決すべき課題である。

現状でも晴海地区に大型商業施設が次々と建設され、JRアンダーパスの交通量は増加の一途であり、商和会会員も仕事で通過する際の危険個所に挙げている。今後さらに晴海臨海公園、旧小方小・中学校跡地が整備されれば、交通量も増えてますます危険な箇所になるのは明白である。

については下記の項目について陳情する。

### 記

(陳情項目)

○JRアンダーパスの拡幅、あるいは新たなアンダーパスを設けることによる安全性・利便性の向上

- (1) 車が安全に離合できる幅員の確保
- (2) 車歩分離は必要不可欠で高齢者・幼児が安心して通行できる歩道の確保

## 意見書(抜粋)

平成30年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

### 記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること。
4. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の平成29年度以降も継続すること。また、平成27年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。  
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」および「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月26日

大竹市議会

(提出先) 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)、  
経済産業大臣、地方創生担当大臣